

産業廃棄物税制度の検討項目について －特例納付事業者について－

令和 2 年 3 月 2 4 日
産業廃棄物課

1 課税の特例

排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が 1 万トンを超える場合は、その超える部分については重量に 1 / 2 を乗じたものを課税標準とする。

2 今後のあり方

この制度は排出抑制の実効性と適正規模の税負担の双方を考慮した税制度が望ましく、特定の納税者にあまりにも高額な税負担が発生する場合、一定の軽減措置が必要であるとして設けられたものであり、特例納付事業者の納税額は増減があるものの、平成 3 0 年度の全体の税収額に占める割合は税導入直後の平成 1 9 年度及び前回見直しを行った平成 2 7 年度と同程度となっており、対象事業者も平成 2 3 年度を除き、制度創設当時と変わりが無い状況である。

また、本特例制度の対象となるのは 4 事業者で、うち 3 事業者はエネルギー産業であり、石炭火力の発電量の比率が他県より大きい地域産業の特性を反映している。

加えて、事業者への聞き取り調査では、各社から埋立量の削減に取り組んでいることについて説明がなされるとともに、特例制度の継続について要望があった。

このため、制度創設時の趣旨を踏まえ、引き続き、当該制度を維持することが適当であると考える。

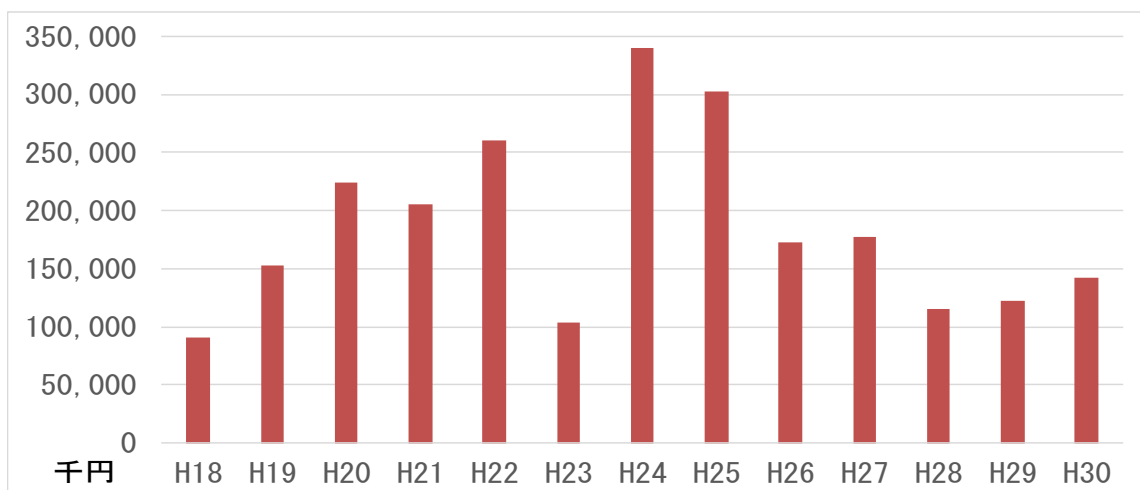
3 調査結果

(1) 制度創設時の考え

- ・同検討会の報告書（H16.9）では、「経済的手法としての税導入という産業廃棄物税の性格を考えた場合、排出抑制の実効性と適正な税負担の調和ある税制が求められることから、高額な税負担が発生する場合には一定の軽減措置等を講ずることが適当である。」としている。

(2) 納税額の推移（4 事業者）

- ・納税額及び総額に占める割合は、震災後は増加したが、近年は震災前より少ない傾向にある。
- ・納税総額に占める割合は、平均で 3 2 % 程度となっている。



特例納付事業者の納税額の推移

(単位: 千円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
納税額 (全体)	379,567	570,641	604,211	497,557	593,718	479,774	744,055
〃 (特例)	90,857	153,293	223,922	205,424	260,534	104,230	340,061
割合	24%	27%	37%	41%	45%	22%	44%

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
納税額 (全体)	706,742	637,574	594,812	468,812	476,345	518,168
〃 (特例)	302,086	172,539	177,746	114,929	121,987	142,556
割合	43%	27%	30%	25%	26%	28%

(3) 他県の特例措置

- 一定量以上排出する廃棄物に特例措置を設けているのは、本県及び大分県である。大分県の特例制度の概要は次のとおり。

(制度) 事業者の年度における焼却施設又は最終処分場への搬入にかかる重量の合計が1万トンを超える場合は、その超える部分について、一定の割合で軽減したものを課税標準とする。

○ 1万トン超～2万トン (1/2に軽減)

○ 2万トン超 (1/4に軽減)

(理由) 特定の排出事業者に税負担が過度に偏ることを緩和するため。

県内には不定期に大量の廃棄物が発生する事業者がある。

(4) 県内の大規模な排出事業者 (特例納付事業者) の排出状況

(平成29年度)

項目	エネルギー産業 (3事業者)	素材産業 (1事業者)
排出量	125万t	35万t
(総排出量(784万t)に占める割合)	(16%)	(4%)
最終処分量	18万t	7万t
(総埋立量(54万t)に占める割合)	(33%)	(13%)

(5) 全国との比較（種類別の構成比）

(平成29年度)

項目	福島県	全国
排出量	①汚泥 (46%)	①汚泥 (45%)
	②がれき類 (22%)	②動物のふん尿 (20%)
	③ばいじん (20%)	③がれき類 (16%)
	④木くず (3%)	④ばいじん (4%)
	⑤鉱さい (2%)	③がれき類 (3%)
最終処分量	①ばいじん (33%)	①汚泥 (22%)
	②汚泥 (28%)	②ばいじん (18%)
	③がれき類 (9%)	③がれき類 (16%)
	④ガラスくず (6%)	④ガラスくず (13%)
	⑤廃プラ類 (5%)	⑤廃プラ類 (11%)

- ・平成30年度福島県産業廃棄物排出処理状況確認調査業務報告書（平成29年度実績）（平成31年3月福島県）
- ・平成30年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書（平成29年度速報値）（平成31年3月環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）

(6) 都道府県別の石炭火力発電施設の立地状況（出力計の上位10自治体）

順位	都道府県	施設数	出力計 (万kW)	総出力に 占める割合 (%)
1	福島県	10	690	17
2	愛知県	7	437	11
3	長崎県	5	370	9
4	徳島県	3	280	7
5	茨城県	3	248	6
6	北海道	9	243	6
7	兵庫県	5	196	5
8	京都府	2	180	5
9	広島県	5	160	4
10	熊本県	2	140	4

※ 電気事業便覧 2017 年度版（経済産業省資源エネルギー庁）

(7) 事業者への聞き取り調査結果 (4 事業者)

	特例制度について	埋立量の削減が難しい理由について	その他
A社 エネルギー産業	<ul style="list-style-type: none"> ・制度維持を希望する。 ・中小企業であり事業継続に大きなインパクトがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・天候の影響で搬出出来ないものなどを最終処分するが、一定量以下の削減は難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今の発電施設ではLNGなどに燃料転換することは難しい。
B社 エネルギー産業	<ul style="list-style-type: none"> ・継続を強く要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・悪天候で搬出出来ない場合があるの他、再生利用量がセメント需要の影響により大きく変動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期修繕などの維持管理で発生したものは、外部に委託して最終処分している。
C社 エネルギー産業	<ul style="list-style-type: none"> ・特に意見は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・船で搬出しているため、天候の影響を受けやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外への輸出は、埠頭の整備に多額の費用がかかるため困難。
D社 素材産業	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止は段階的なものも含め強く反対する。 ・環境投資が少ない海外メーカーなどと競合しながら生産を行っており、事業に大きな影響が出る。 ・最終処分場の設置、維持管理等環境投資に多額の経費を投資していることを考慮してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生利用を検討したこともあるがコストに見合わなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産工程、設備を改善し、製品あたりの廃棄物の発生量を約4割削減した。

(8) エネルギー産業に関する主な課題

ア 石炭火力発電所から排出される石炭灰について

① 排出量等

石炭灰は、県内4カ所に立地している大規模な発電所から年間約160万t (H29) と大量に排出されている一方で、4カ所合計の再生利用率は約88% (H29) であり、県全体の再生利用率50% (H29) よりも高い。

② 燃料転換による削減

国のエネルギー基本計画で石炭は安定供給性や経済性に優れた重要なベースロード電源の燃料の1つと評価されていると記載されていること、石炭からLNG等へ燃料転換する場合は施設の設計変更が必要となること等から、速やかな燃料転換は困難と考えられる。

イ 地球温暖化対策との関係

① エネルギー産業の温暖化対策

国内の電気事業分野の地球温暖化対策は、2030年度(令和12年度)排出係数0.37kg-CO₂/kWhの目標に対し、2017年度(平成29年度)の実績は排出係数0.496kg-CO₂/kWhとなっている。(電気事業分野における地球温暖化対策の進捗状況の評価の結果について(H31.3.28環境省))

この目標の達成と県内4発電所との関係については、現時点で明確ではない。

② 発送電分離の影響

本年4月に施行される発送電分離により再生可能エネルギー発電量の増加も期待されているが、県内4発電所との関係については、現時点で明確ではない。

ウ その他

① 荒天時の最終処分

主な再生利用先であるセメント工場への運搬は、海上輸送が多いが、台風等の荒天時は出港出来ないため、自社の最終処分場に埋立せざるを得ない。

② セメント工場の受入量の変動

主な再生利用先であるセメント工場の製造量は景気等により変動するため、石炭灰の受入量も変動する。

(9) 特例制度を廃止した場合に考えられる影響

ア 経営への影響

特例納付事業者の負担が増加し、利益の減少や、製品価格への上乗せによる売上げの減少などにより事業経営に影響が出る事が考えられる。

イ 他県への影響

近県（関東以北）では、当県と同様の特例制度は設けられていないことなどから、他県で最終処分するメリットが想定しにくいいため、他県に大量の廃棄物が流出する状況には無いと考えられる。

ウ 埋立量の削減等への影響

特例納付事業者であっても、埋立量に応じた税は納付しており、既に各社とも埋立量削減にも取り組んでいるため、特例措置が廃止されても埋立量の削減等がどの程度加速化されるかは不透明である。

(10) 制定時の状況

- ・当時、福島県地方税制等検討会において、多量排出事業者についても政策的な観点から何らかの軽減が必要であるとの意見が出されたため、先行導入県のうち唯一多量排出事業者に対する軽減措置を導入していた大分県を参考にしたと思われる。

(11) 多量の廃棄物を埋立している事業者への配慮について

- ・制度創設時の趣旨はもとより、聞き取り調査の結果、特例制度を廃止した場合は海外メーカーとの競争力の低下のおそれもあること、特例制度を廃止しても運搬船が航行出来ない時の埋立など回避出来ない場合があることなどの発言があったことも踏まえ、本県の産業育成への影響も考慮して総合的に配慮内容を検討すべきと考える。

(12) 特例制度についての有識者への聞き取り調査結果について

有識者（大学の研究者（財政学））への調査結果の概要は次のとおり。

- 税の特例措置が行われているものの中には、産業の保護を目的として負担を緩和するものがある。（中小法人に対する法人税率の優遇等）
- 産廃税は廃棄物の量に着目して課税を行うため、所得税などのように担税力に応じた課税を行うものとは異なり、税負担が過大になることにより事業経営に影響が出ることも考えられるため、このような業種の保護を目的として特例措置を設けることは一般的な税の原則の一つである経済政策上の原則にも合致すると考えられる。
- また、税を課していない地域との企業の競争力を考慮する必要もあると考える。